ダイオキシン類測定結果報告書

提出日を記載してください。

令和○年○月○日

群馬県知事 あて

個人の場合は、住所

3項の規定により、次のとおり報告します。

法人の場合は、登記されている本店又は

主たる事務所の所在地を記入します。

令和2年12月28日から押印及び押印に代わって行うことが可 能とされていた署名は不要となりました。

届出者 住所 〒371-8570

群馬県前橋市大手町1-

名称 群馬県庁工業 株式会社 代表取締役社長 群馬 太郎

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ダイオキシン類による汚染の状況について測定したので、ダイオキシン類対策特別措置法第28条第

表1 排出ガス

採取年月日 及び時刻 (開始時刻~ 終了時刻)	排 出 ガス量 (m³/ 日)	排出ガス中の酸素濃度(%)	測定箇所	特定施設の 名称及び使 用状況	分析年月日	測定結果 (ng—TEQ/m³)	試料採取 者	分析者	備考
令和○年○月 ○日 10:00~11:00	2,000	12.5	測定口	焼却炉No.1 都市ゴミ 2 000kg(4h)	令和○年○月○日	0.57	(株) 群馬 ○○	(株)赤城	

表2 排出水

採取年月日及	測気	官 場 所	特定施設の名称	分析年月日	測定結果	採水者	分析者	備
び時刻	名称	排 水 量 (m ³ /日)	及び使用状況		(pg—TEQ/L)			考
		(111 / 14 /						
令和○年○月				4.5.0.0.0		(14.) 77/ 77 0	7141 X 1 - 1 N	
ОВ	測定口	20,000	廃ガス洗浄施設	令和○年○	0.015	(株)群馬〇	(株)赤城	
Он	例是日	20,000	No.1	月〇日	0.015	\circ		
10:00~11:00			1,0.1	1)]	

表3 ばいじん等

採取年月日及	試料の種	採取箇所	特定施設の名称	分析年月日	測定結果	試料採取	分析者	備
び時刻	別		及び使用状況		(ng—TEQ/g)	者		考
令和○年○月	ばいじん	集塵機	焼却炉No.1	令和○年○	0.010	(株)群馬	(株)赤城	
OB		灰出し口	都市ゴミ 2000kg	月〇日		00		
13:00			(4h)					
令和○年○月	焼却灰	焼却炉	同上	同上	0. 10	同上	同上	
〇目		灰出し口						
13:00								

備考 1 報告書及び別紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 2 ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(以下「規則」という。)第3条第1項に基づき換算した 測定結果については、別紙1を添付するものとする。
- 3 規則第3条第2項に基づき換算した測定結果については、別紙2を添付するものとする。
- 4 2以上の測定結果がある場合は、添付する別紙1又は2のそれぞれとの対応関係がわかるように備 考欄に記載すること。
- 5 排出ガスにあっては表1、排出水にあっては表2、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻(以下「ば いじん等」という。)にあっては表3に記載すること。なお、同一届出者が大気基準適用施設及び 水質基準対象施設をともに設置している場合には、併せて1葉の様式に記載すること。
- 6 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態(以下「標準状態」という。)に おける量に、測定結果については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞ れ換算したものとする。
- 7 2以上の水質基準対象施設を設置し、異なる排水系統を有する水質基準適用事業場にあっては、 それぞれの排水系統の排水口ごとに測定を行い、結果を記載すること。
- 8 表3の試料の種別として、ばいじん、焼却灰、混合灰又はこれらの処理物(処理方法)の別を記 載すること。

規則第3条第1項に基づき換算したダイオキシン類の構成

整	現別第3米第1頃に基		測濃度	試料におけ る定量下限	1	毒性等価係数	毒性等量
ポ	2, 3, 7, 8—TeCDF					0.1	
IJ	у 1, 2, 3, 7, 8—РеСDF					0.03	
塩	2, 3, 4, 7, 8—PeCDF					0.3	
化	1, 2, 3, 4, 7, 8—HxCDF					0.1	
ジ	1, 2, 3, 6, 7, 8—HxCDF					0.1	
ベ	1, 2, 3, 7, 8, 9—HxCDF					0.1	
ン	2, 3, 4, 6, 7, 8—HxCDF					0.1	
ゾ	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8—HpCDF					0.01	
フ	1, 2, 3, 4, 7, 8, 9—HpCDF					0.01	
ラ	OCDF					0.0003	
ン	Total PCDFs						
ポリ	2, 3, 7, 8—TeCDD		検査機	機関の測定報	告書より転記し	てください。	
り塩化	1, 2, 3, 7, 8—PeCDD						
塩化ジベ	1, 2, 3, 4, 7, 8—HxCDD					0.1	
ンゾー	1, 2, 3, 6, 7, 8—HxCDD					0.1	
パラ	1, 2, 3, 7, 8, 9—HxCDD					0.1	
ージュ	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8—HpCDD					0.01	
オキシン	OCDD					0.0003	
ン	Total PCDDs		_	_	_	_	
1	otal(PCDFs+PCDDs)		_	_	_	_	
	3, 4, 4', 5—TeCB(#81)					0.0003	
コ	3, 3', 4, 4' —TeCB(#77)					0.0001	
プラ	3, 3', 4, 4', 5—PeCB(#126)					0.1	
ナー	3, 3', 4, 4', 5, 5' —HxCB(#169)					0.03	
ポリ	2', 3, 4, 4', 5—PeCB(#123)					0.00003	
- 塩化ビフ	2, 3', 4, 4', 5—PeCB(#118)					0. 00003	
ビフ	2, 3, 3', 4, 4' — PeCB(#105)					0.00003	
НЛ	2, 3, 4, 4', 5—PeCB(#114)					0.00003	
ル	2, 3', 4, 4', 5, 5' —HxCB(#167)					0. 00003	
	2, 3, 3', 4, 4', 5—HxCB(#156)					0.00003	
	2, 3, 3', 4, 4', 5' —HxCB(#157)					0.00003	
	2, 3, 3', 4, 4', 5, 5' —HpCB(#189)					0.00003	
Т	Total コプラナーPCB		_	_	_	_	
Tot	Total ダイオキシン類		_		_	_	
備者	2						

- 備考 1 排出ガスの測定結果を記入する場合にあっては、単位をng/m³ (毒性等量にあっては、ng—TEQ/m³。)、排出水の測定結果 を記入する場合にあっては、単位をpg/L(毒性等量にあっては、pg-TEQ/L。)とし、ばいじん等の測定結果を記入する場 合にあっては、単位をng/g (毒性等量にあっては、ng—TEQ/g。) とする。
 - 2 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。 3 実測濃度の項において、検出下限未満のものは"ND"と記載すること。 4 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を零として算出すること。

 - 5 規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法により測定を行った場合は、備考欄に測定に用いた方法を記 載すること。
 - 6 用語の定義は、日本工業規格K0311、K0312又は規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。
 - 7 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。